

輸出、輸入および貿易の法律遵守に関する指針

基本指針の表明:

3Mは、事業を行うすべての国において、適用される輸出、輸入、貿易コンプライアンスに関する法律の遵守に取り組んでいます。これには、禁輸、経済制裁、輸出管理、反ボイコット、貨物安全、輸入分類および評価額、原産国表示、自由貿易協定などに関する法律および規制も含まれます。国境を越える取引を行う際、3Mの全従業員は、これらの法律を認識し、3Mの貿易コンプライアンス方針、基準、手続きに従わなければなりません。これらの法律は複雑であるだけでなく、頻繁に改定されます。必要に応じて、3Mの国際貿易コンプライアンス部門と連携のうえ、法律遵守(コンプライアンス)の徹底を図ってください。3Mの各種方針が現地国の法律に抵触する場合は、従業員は必ず当該法律に従ってください。

目的:

3Mはグローバル企業です。3Mの技術、材料、製品は、その研究・開発、生産、マーケティング、販売の中で、常時国家間を移動しています。この指針は、3Mがそのグローバルな事業活動すべてにおいて、あらゆる輸出、輸入、貿易に関する法律を遵守するよう徹底することに役立ちます。

この指針は、3Mの全従業員に一律に適用されるとともに、3Mのために行動する者に適用される場合があります。第三者に行動規範指針が適用されるケースについては、コンプライアンス指針を参照してください。

その他のガイドライン:

以下は、輸出、輸入、貿易コンプライアンス方針、基準、手続きに影響を与える適用規制のカテゴリーです。

- **禁輸および経済制裁**は、特定国およびその国民との取引活動に加え、具体的に規定された事業体および個人との取引活動を禁止または厳重に制限しています。
- **輸出管理規制**は、特定の物品および技術を国外の宛先または個人へ移転することに制限を課しています。
- **反ボイコット法**は、米国企業およびその海外子会社が、米国と友好関係にある国に対する認可外のボイコットに参加することを禁止しています。一部の国や地域においても、認可外の海外ボイコットまたは禁輸に参加することを禁止する法律を定めています。
- **税関規制**は、一般的に、国内への物品輸入を多面的に管理しています。ほぼすべての国において、税関規制には**分類、評価額、原産国**、輸入品のマーキング(荷印表示)に関する複雑な規制が盛り込まれています。また、税関規制には、医薬品、化学薬品(化学物質)、その他規制対象品などの輸入品に関する、**相手国政府機関**の規制の適用についても盛り込まれる場合があります。
- **政府調達規制**および**各種の広告規制**では、明確な原産国表示を行うための規則を定めています。
- **税法**は、販売条件および取引当事者の責任に影響を与えています。
- **貨物安全法**は、国境を越えて輸送を行う場合の物理的安全を確保するために最低限必要となる安全基準を定めています。
- **自由貿易協定**とは、締約国に対し、適格性および認定要件が満たされる場合に、特定の貿易特恵および優遇を与える2国間または多国間の国際協定です。
- 従業員は、適用される法規は各国で異なる場合があることに注意する必要があります。
- 3Mの方針は、多国間の複数の法律や規制に加え、管理戦略、組織構造、そして何より3Mの理念を考慮しています。その結果、多くの場合、3Mの方針では、特定の法的要件よりも高い基準が設定されています。従業員には、その行動基準として3Mの方針を遵守することが求められます。

罰則:

輸出、輸入、貿易に関する法律に違反した場合、3Mや従業員個人に刑事罰・民事罰が科されたり、大幅な業務の中断や3Mの信用を失墜させる事態につながったりするおそれがあります。3Mの行動規範に違反すると、最大で解雇を含む懲戒処分につながります。